

寒川町部設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 19 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 27 号

寒川町部設置条例の一部を改正する条例

寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中	「 企画部		「 町長室	
	総務部		企画部	
	町民部	を	総務部	に改める。
	学び育成部		町民部	
	健康福祉部		子ども育成部	
	環境経済部		健康福祉部	
	都市建設部	」	環境経済部	
			都市建設部	」

第 2 条企画部の項の前に次の 1 項を加える。

町長室

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。
- (3) 特定事項の推進に関すること。

第 2 条企画部の項第 8 号を次のように改める。

- (8) 財産管理に関すること。

第 2 条企画部の項に次の 2 号を加える。

- (9) 建築営繕及び維持補修に関すること。
- (10) 公共施設の再編に関すること。

第 2 条総務部の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 庁舎の維持管理に関すること。

第 2 条総務部の項中第 5 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を第 6 号とし、第 10 号を第 7 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(8) 情報施策及びコンピュータに関すること。

第 2 条町民部の項に次の 1 号を加える。

(6) スポーツに関すること。

第 2 条学び育成部の項を次のように改める。

子ども育成部

(1) 子育て支援に関すること。

第 2 条環境経済部の項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 環境保全に関すること。

(3) 一般廃棄物の処理に関すること。

第 2 条都市建設部の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 寒川町スポーツ推進審議会条例(平成 10 年寒川町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「学び育成部」を「町民部」に改める。